

NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)		ひとり親(90)				
		入院					通院					1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】		1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】				
		1日あたりの自己負担額 【月7日限度】○:自己負担なし ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額 【○:自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					入院	通院	入院	通院			
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末							
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象	18歳年度末まで(子ども)○	
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	
120	河田町	○	500円		500円	○	600円		600円									
125	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3歳～中学3年生 ○ 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)○ 父母または養育者○	18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)○ 父母または養育者:800円/月(医療機関ごと)
129	筑前町	○	○	500円	500円	○	○	1200円	1800円	○								
130	東峰村	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○(※7)	小学生～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○(※7)		
131	上毛町	○	○	○	○	○	○	500円(※3)		○								
132	上野町	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし			身体障害者手帳3級(1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 500円					
133	福智町	○	○	○	○	○	○	○	○	○					中学3年生まで○ 中学3年生までの精神入院費用対象	○	中学3年生まで○	
134	みやこ町	○	500円		○	600円												

子ども医療・障害者・ひとり親医療について

(※1)福岡市:3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。

(※2)東峰村:①ひとり親家庭等医療費助成受給者
②就業している者、婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※3)上毛町:①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※4)うきは市:精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外

(※5)糸田町:重度障害者・ひとり親家庭等医療証保持者は子ども医療の対象外

(※6)糸田町:重度障害者医療証保持者はひとり親家庭等医療の対象外

(※7)東峰村:令和7年4月診療分から遡及

「空欄」については福岡県に準じる。